

これって、
どんな税?!

豊かな森づくり協働税

目的	県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させること及び、鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐことを目的に、県民の皆様の参画と協働による豊かな森づくりを進めます。		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税（上乘せ）方式		
納税義務者	(個人) 1月1日現在に県内に住所・家屋敷等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等		
負担額	(個人) 年額500円（現行の個人県民税均等割額1,500円に上乘せ） ※令和4年度までの個人県民税均等割額に上乘せします。 (法人) 現行の法人県民税均等割額の5%相当額		
	法人等の区分	森林環境保全税(年間)	現行の均等割額(年間)
	資本金等の額が50億円を超える法人	40,000円	800,000円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	27,000円	540,000円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	6,500円	130,000円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	2,500円	50,000円
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	1,000円	20,000円	
税収の使いみち	※令和5年3月31日までに開始する各事業年度の法人県民税均等割に上乘せします。 ※平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、法人等の区分における「資本金等の額」は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合に限り、当該合計額となります。		
	<ul style="list-style-type: none"> ●森の若返り（皆伐再造林）、シカ対策の強化 （事業例）森の若返りに向けた伐採、エリートツリー・早生樹の造林、シカ柵の管理・撤去の支援 ●健全な森づくり（間伐・作業道整備） ●松くい虫、ナラ枯れ対策 ●集落周辺の災害防止につながる竹林対策 （事業例）放置竹林の整備（適正管理）、人工林への転換の支援 ●協働による持続可能な里山保全 （事業例）地域住民・NPO・森林組合等による里山再生の支援 ●森づくりへの県民参加の推進 （事業例）NPO等による森林体験活動等の支援 ●幅広い世代への森を守り育てる機運づくり （事業例）若年層への森林環境教育（出前授業）の支援、森づくりの普及啓発 		

この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

森林環境保全税（個人）

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	管理担当	(0857)20-3503	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（東部庁舎4階）
鳥取県中部県税事務所	管理担当	(0858)23-3102	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2（中部総合事務所内1階）
鳥取県西部県税事務所	管理担当	(0859)31-9602	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160（西部総合事務所内3階）
				（令和5年10月16日以降） 〒683-0823 米子市加茂町一丁目1（米子市役所内2階）
鳥取県西部県税事務所日野支所	管理担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1（日野振興センター1階）
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

森林環境保全税（法人）

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3515	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（東部庁舎4階）
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3109	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2（中部総合事務所内1階）
鳥取県西部県税事務所	事業税担当	(0859)31-9622	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160（西部総合事務所内3階）
				（令和5年10月16日以降） 〒683-0823 米子市加茂町一丁目1（米子市役所内2階）
鳥取県西部県税事務所日野支所	管理担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1（日野振興センター1階）
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220